

島原地域広域市町村圏組合職員の記章に関する規程

平成13年4月2日訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、島原地域広域市町村圏組合職員定数条例(平成10年9月18日島原地域広域市町村圏組合条例第5号)第2条に定める職員(以下「職員」という。)としての身分を明確にし、品位を保持するため、職員の記章(以下「記章」という。)及びその着用に関することについて定めることを目的とする。

(記章)

第2条 記章は、[別図](#)のとおりとする。

(記章の着用)

第3条 職員は、記章を着用しなければならない。

2 記章は、左胸上部の適当なところに着用するものとする。

(記章の交付)

第4条 記章は、職員に無償貸与するものとし、採用後直ちに管理者から交付する。

(貸与又は譲渡の禁止)

第5条 職員は、記章を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(記章の再交付)

第6条 職員は、記章を紛失し又はき損したときは、記章再交付申請書([別記様式](#))を事務局総務課長を経て管理者に提出して、記章の再交付を受けなければならない。

2 職員は、前項の規程により記章に再交付を受けるときは、その紛失又はき損がやむを得ない理由によると認められる場合を除き、記章の実費を負担するものとする。

(記章の返還)

第7条 職員が退職等により職員でなくなったときは、遅滞なく記章を管理者に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

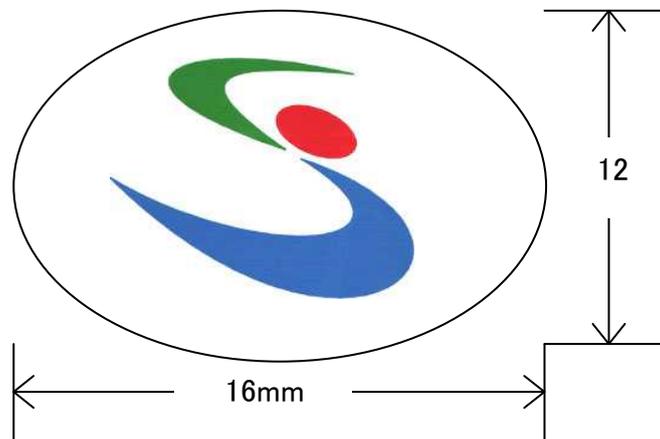
この規程は、公布の日から施行する。

別図（第2条関係）

島原地域広域市町村圏組合職員の記章

- 1 サイズ 表面寸法 16×12×2 mm
- 2 材質 真鍮銀メッキ

職員記章



S字の上部を緑、下部を青、中央の楕円を赤とする。

別記様式（第6条関係）

記章再交付申請書

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

所属（機関）名

職氏名

⑩

次の理由により、記章を紛失（き損）しましたので再交付されるよう申請します。

（理由）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....